

西宮市幼児教育・保育ビジョン推進会設置要綱

(設置目的)

第1条 西宮市幼児教育・保育ビジョン(令和4年3月策定。以下「ビジョン」という。)に基づく、子ども中心の教育・保育を推進し、本市の教育・保育の質の向上を図ることを目的に、西宮市幼児教育・保育ビジョン推進会(以下「推進会」という。)を設置する。

第2条 推進会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) ビジョンの推進に関すること
- (2) 各園のビジョンを活用した取組に関する情報収集、情報交換及び情報共有に関すること
- (3) その他、ビジョンの普及・啓発に関すること

(構成)

第3条 推進会は、次に掲げる機関の関係者で構成する。

- (1) 公立幼稚園長会
- (2) 公立保育所長会
- (3) 西宮市私立幼稚園連合会
- (4) 西宮市私立保育協会
- (5) こども支援局子育て事業部幼児教育・保育センター

(アドバイザー)

第4条 推進会は、前条に掲げる関係者のほか、専門的知識及び経験または優れた識見を有するアドバイザーを置き、意見や助言等を聴くことができる。

(事務局及び庶務)

第5条 推進会の事務局は、幼児教育・保育センターに設置する。

2 推進会の庶務は、幼児教育・保育センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。